

# 兵庫県公報

平成29年12月15日 金曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

条 例	ページ
○ 青少年愛護条例の一部を改正する条例（青少年課）	6
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例（市町振興課）	10
○ 国民健康保険事業の運営に関する条例（医療保険課）	11
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（住宅管理課）	13
○ 兵庫県流域下水道事業の設置等に関する条例（下水道課）	14
○ 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	15

## 公布された法令のあらまし

### ●青少年愛護条例の一部を改正する条例（条例第28号）

近年の青少年を取り巻く社会環境の変化に対応するため、有害役務営業を営む者の禁止行為を定めるとともに、何人も青少年に対し当該青少年に係る児童ポルノの提供を求めることを禁止する等所要の整備を行うこととした。

#### 1 定義

次に掲げる用語の意義を、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 有害役務営業 店舗型有害役務営業及び無店舗型有害役務営業をいう。
- (2) 店舗型有害役務営業 次に掲げる営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）に規定する風俗営業、店舗型性風俗特殊営業又は特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。）をいう。
  - ア 店舗を設け、著しく性的感情を刺激するおそれがある方法により、専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業
  - イ 店舗を設け、専ら異性の客に対し著しく性的感情を刺激する姿態を見せる役務を提供する営業
  - ウ 店舗を設け、専ら異性の客に同伴し、遊技又は遊興をさせる役務を提供する営業
  - エ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、客に接する業務に従事する者が専ら異性の客に接するもののうち、次のいずれかに該当するもの
    - (イ) 客に接する業務に従事する者が著しく性的感情を刺激する衣服として規則で定めるものを着用するもの
    - (ロ) 客に接する業務に従事する者が青少年が客に接する業務に従事していることを連想させる衣服として規則で定めるものを着用するもの
    - (ハ) 青少年が客に接する業務に従事していることを明示し又は連想させる文字、数字その他の記号、映像、写真又は絵（以下「文字等」という。）として規則で定めるものを当該営業の場所の名称又は広告若しくは宣伝に用いるもの
- (3) 無店舗型有害役務営業 次に掲げる営業（風営適正化法に規定する無店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。）をいう。
  - ア 著しく性的感情を刺激するおそれがある方法により、専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、当該客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
  - イ 専ら異性の客に対し著しく性的感情を刺激する姿態を見せる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、当該客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
  - ウ 専ら異性の客に同伴し、遊技又は遊興をさせる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、当該客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

#### 2 有害役務営業を営む者の禁止行為等

- (1) 有害役務営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならないものとする。
- ア 青少年を有害役務営業の客に接する業務に従事させること。
  - イ 青少年に対し、有害役務営業の客に接する業務に従事するよう勧誘すること。
  - ウ 青少年に対し、有害役務営業の客となるよう勧誘すること。
  - エ 青少年に対し、有害役務営業の名称、所在地又は電話番号その他の当該有害役務営業に関する事項（以下「有害役務営業の名称等」という。）を記載した文書、図画その他のもの（以下「文書等」という。）を頒布すること。
  - オ 有害役務営業の客に接する業務に従事するよう青少年に勧誘させること。
  - カ 有害役務営業の客となるよう青少年に勧誘させること。
  - キ 有害役務営業の名称等を記載した文書等を青少年に頒布させること。
  - ク 店舗型有害役務営業の場所（以下2において「営業所」という。）又は無店舗型有害役務営業の受付所（1(3)アからウまでの役務の提供以外の客に接する業務を行うための施設をいう。以下同じ。）に青少年を客として立ち入らせること。
  - ケ 青少年を無店舗型有害役務営業の客とすること。
- (2) 有害役務営業を営む者は、次のア又はイに掲げる有害役務営業の区分に従い、当該ア又はイに定める場所の立ち入ろうとする者の見やすい箇所に、青少年の立入りを禁ずる旨の掲示をしなければならないものとする。
- ア 店舗型有害役務営業 営業所
  - イ 無店舗型有害役務営業（受付所を設けて営むものに限る。） 受付所
- (3) 有害役務営業を営む者は、当該有害役務営業につき広告又は宣伝をするときは、次のア又はイに掲げる有害役務営業の区分に従い、当該ア又はイに定める事項を明らかにしなければならないものとする。
- ア 店舗型有害役務営業 営業所への青少年の立入りを禁ずる旨
  - イ 無店舗型有害役務営業 青少年が無店舗型有害役務営業の客となることを禁ずる旨及び受付所を設けて営む無店舗型有害役務営業にあっては、受付所への青少年の立入りを禁ずる旨
- (4) 有害役務営業を営む者は、次のア又はイに掲げる有害役務営業の区分に従い、当該ア又はイに定める場所ごとに、従業者名簿を備え、これに当該有害役務営業に従事する者の氏名、生年月日及び住所その他の規則で定める事項を記載しておかなければならないものとする。
- ア 店舗型有害役務営業 営業所
  - イ 無店舗型有害役務営業 事務所及び受付所を設けて営む無店舗型有害役務営業にあっては、受付所
- (5) 知事は、有害役務営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、(1)エ又はケに掲げる行為をしたときは、当該有害役務営業を営む者に対し、その行為の中止を命じ、又は必要な措置を講ずべき旨を命ずることができるものとする。
- 3 有害役務営業の停止
- 知事は、有害役務営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該有害役務営業に関し、次のいずれかに該当するときは、当該有害役務営業を営む者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該有害役務営業の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。
- (1) 刑法に規定する公然わいせつ、わいせつ物頒布等又は淫行勧誘の罪に当たる違法な行為をしたとき。
  - (2) 労働基準法の規定に違反し、満15歳未満の児童を労働者として使用する行為等をしたとき。
  - (3) 職業安定法の規定に違反し、公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で職業紹介を行う行為等をしたとき。
  - (4) 児童福祉法の規定に違反し、児童に淫行させる行為等をしたとき。
  - (5) 売春防止法に規定する勧誘等の罪に当たる違法な行為等をしたとき。
  - (6) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（以下「児童ポルノ禁止法」という。）に規定する児童買春の罪に当たる違法な行為等をしたとき。
  - (7) 青少年愛護条例に規定する罪（10(1)に掲げる部分を除く。）に当たる違法な行為をしたとき。
  - (8) 2(5)の違反行為の中止等の命令に従わなかったとき。
- 4 児童ポルノ等の提供の求めの禁止
- 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童ポルノ禁止法に規定する児童ポルノ及び児童ポルノ禁止法に掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）その他の記録をいう。以下同じ。）

の提供を求めてはならないものとする。

#### 5 携帯電話端末設備等による有害情報の閲覧防止措置

- (1) 保護者は、その監護する青少年が携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）の当事者となる場合又はその監護する青少年を端末設備の使用者とする携帯電話インターネット接続役務に係る契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を自ら締結する場合において、当該青少年が就労しており、フィルタリング・サービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由があるときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者及び当該契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者をいう。以下同じ。）に対し、当該正当な理由が存在することを明らかにして、フィルタリング・サービス及びフィルタリング有効化措置（インターネットを利用する者の有害情報の閲覧を制限するため、端末設備に組み込まれたプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）の機能を制限する措置をいう。以下同じ。）を希望しない旨の申出をすることができるものとする。
- (2) 保護者は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、(1)の申出をするときは、規則で定めるところにより、(1)の正当な理由を記載した書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならないものとする。
- (3) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、(1)の契約を締結するに当たっては、青少年又はその保護者に対し、フィルタリング・サービスの内容、青少年のインターネットの利用に関する基準づくりの必要性その他の規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書（当該説明書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を交付しなければならないものとする。
- (4) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、(2)の書面の提出を受けた場合は、当該書面を、当該契約が終了する日までの間保存しなければならないものとする。この場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、当該書面の保存に代えて当該書面に記載された事項に係る電磁的記録を保存することができるものとする。
- (5) 知事は、フィルタリング・サービスの利用を条件としない(1)の契約を青少年のために締結した保護者又は当該契約を締結した青少年の保護者に対し、当該契約に基づく青少年によるインターネットの利用が適切に行われているかどうかについて、説明若しくは資料の提出を求め、調査その他の必要な措置を講ずることができるものとする。
- (6) 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が(3)又は(4)に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。
- (7) 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が(6)の勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする。

#### 6 青少年愛護審議会への諮問

知事は、次に掲げる行為をしようとするときは、青少年愛護審議会の意見を聴かなければならないものとする。

- (1) 店舗型有害役務営業に関する1(2)エ(ア)又は(イ)の衣服を定める規則の制定
- (2) 店舗型有害役務営業に関する1(2)エ(ウ)の文字等を定める規則の制定
- (3) 有害役務営業を営む者に対する3の有害役務営業の停止の命令
- (4) 保護者のフィルタリング・サービス及びフィルタリング有効化措置を希望しない旨の申出に係る書面の提出方法を定める5(2)の規則の制定
- (5) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、青少年又はその保護者に説明すべき事項を定める5(3)の規則の制定
- (6) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対する必要な措置を講ずべき旨の5(6)の勧告

#### 7 推奨等の要請

何人も、2(5)の有害役務営業を営む者に対する違反行為の中止等の命令をすることが適当であると認めるときは、知事に対し、その旨を要請することができるものとする。

#### 8 教育委員会等の要請に基づく勧告

知事は、学校の周辺における有害役務営業の内容が当該学校の教育環境を著しく害し、又は害するおそれ

がある場合において、教育委員会等の要請があったときは、当該有害役務営業を営む者に対し、当該学校の教育環境の清浄化について必要な措置をとるべきことを勧告することができるものとする。

#### 9 立入調査

知事又はその命じた者若しくは委任した者は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、営業時間内において、次に掲げる場所に立ち入り、調査し、関係者に質問し、又は関係者から資料の提供を求めることができるものとする。

- (1) 店舗型有害役務営業の場所
- (2) 無店舗型有害役務営業の事務所又は受付所
- (3) 5(1)の契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者の営業又は事業の場所

#### 10 罰則

- (1) 有害役務営業の停止の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとする。
- (2) 次のア又はイのいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとする。
  - ア 青少年を有害役務営業の客に接する業務に従事させた者
  - イ 店舗型有害役務営業の場所又は無店舗型有害役務営業の受付所に青少年を客として立ち入らせた者
- (3) 次のアからカまでのいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は科料に処するものとする。
  - ア 青少年に対し、有害役務営業の客に接する業務に従事するよう勧誘した者
  - イ 青少年に対し、有害役務営業の客となるよう勧誘した者
  - ウ 有害役務営業の客に接する業務に従事するよう青少年に勧誘させた者
  - エ 有害役務営業の客となるよう青少年に勧誘させた者
  - オ 有害役務営業の名称等を記載した文書等を青少年に頒布させた者
  - カ 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する方法により、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者
    - (イ) 青少年を欺き、威迫し又は困惑させる方法
    - (ロ) 青少年に対し、財産上の利益を供与し、又はその供与の申込み若しくは約束をする方法
- (4) 2(1)(エ又はケに係る部分を除く。)又は4に違反した者は、過失のないときを除き、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、処罰を免れることができないものとする。
- (5) 次のアからウまでのいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処するものとする。
  - ア 店舗型有害役務営業の場所又は無店舗型有害役務営業の受付所に青少年の立入りを禁ずる旨の掲示をしなかった者
  - イ 有害役務営業に係る広告又は宣伝において営業所への青少年の立入りを禁ずる旨等の明示をしなかった者
  - ウ 有害役務営業の従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

#### ●知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例（条例第29号）

明石市が中核市に指定されることに伴い、知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例により明石市が処理することとしている事務のうち、法令の規定により明石市が処理することとなるものに係る規定を削除する等次に掲げる条例について所要の整備を行うこととした。

- 1 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例
- 2 屋外広告物条例
- 3 動物愛護センター設置条例
- 4 教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例
- 5 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例
- 6 保健所の名称、位置及び所管区域を定める条例

#### ●国民健康保険事業の運営に関する条例（条例第30号）

国民健康保険法の一部改正により、県は県内の市町とともに国民健康保険事業を行うこととされ、当該事業に要する費用について、市町に対し交付金を交付し、市町から納付金を徴収することとされたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

#### ●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第31号）

公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の一部改正に伴い、これらの命令の引用条文を改めることとした。

#### ●兵庫県流域下水道事業の設置等に関する条例（条例第32号）

経営状態及び資産状況の明確化を図るため、兵庫県流域下水道事業に地方公営企業法の一部を適用すること

とし、所要の整備を行うこととした。

●職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第33号）

1 職員の給与等に関する条例及び公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正

(1) 給料表

給料表の給料月額を改定することとした。

(2) 地域手当

地域手当の支給割合を、1級地については100分の9.25から100分の9.4に、2級地については100分の6.25から100分の6.4に、3級地については100分の4.25から100分の4.4にそれぞれ引き上げることとした。

(3) 初任給調整手当

ア 医師・歯科医師職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められるものに対する初任給調整手当の支給月額の上限額を368,000円から368,400円に引き上げることとした。

イ 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職にあるものに対する初任給調整手当の支給月額の上限額を50,600円から50,700円に引き上げることとした。

(4) 期末手当

防災監等の期末手当について、6月期の支給割合を100分の155から100分の157.5に、12月期の支給割合を100分の170から100分の172.5にそれぞれ引き上げることとした。

(5) 勤勉手当

ア 再任用職員以外の職員に係る勤勉手当について、6月期及び12月期の支給割合を100分の85から100分の90に（特定幹部職員にあっては、100分の105から100分の110に）、それぞれ引き上げることとした。

イ 再任用職員に係る勤勉手当について、6月期及び12月期の支給割合を100分の40から100分の42.5に（特定幹部職員にあっては、100分の50から100分の52.5に）、それぞれ引き上げることとした。

2 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

特殊業務手当の日額を次のとおり引き上げることとした。

(1) 修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの 5,100円（現行4,250円）

(2) 対外運動競技等において児童若しくは生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの 5,100円（現行4,250円）

(3) 部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの 3,600円（現行3,000円）

3 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

(1) 解剖等作業手当の特例

ア 知事が指定する医師である職員が、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法に規定する緊急災害対策本部が設置されたものをいい、東日本大震災を除く。以下同じ。）に対処するために人の死体の検案等の作業のうち特に困難を伴う作業として知事が指定するものに従事した場合の解剖等作業手当の額を、3,200円を超えない範囲内において規則で定める額とすることとした。

イ 職員（アの職員を除く。）が、特定大規模災害に対処するために死体の取扱いに関する作業で規則で定めるものに従事したときは、その者に対して、解剖等作業手当を支給するものとし、その額は、1日につき2,000円（当該作業が特に困難を伴う作業として知事が指定するものである場合にあっては、4,000円）を超えない範囲内において規則で定める額とすることとした。

(2) 特殊現場作業手当の特例

職員が、原子力災害対策特別措置法の規定による原子力緊急事態宣言があった場合において、同法に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所の周辺の区域における作業で規則で定めるものに従事したときは、その者に対して、特殊現場作業手当を支給するものとし、その額は、1日につき20,000円（当該作業が心身に著しい負担を与える作業である場合にあっては、40,000円）を超えない範囲内において規則で定める額とすることとした。

(3) 水防災害応急作業手当の特例

知事が指定する行政機関に勤務する職員が、特定大規模災害に対処するために堤防等において行う巡回監視又は当該堤防等における応急作業等に引き続き5日を下らない範囲内において規則で定める期間以上

従事した場合の水防災害応急作業手当の額については、450円又は650円を超えない範囲内において規則で定める額を加算した額とすることとした。

- (4) 知事は、次に掲げる場合においては、あらかじめ人事委員会に協議しなければならないものとする事とした。

ア (1)イ又は(2)の規則で定めることとされた作業を定め、又は改正する場合

イ (1)から(3)までの規則で定めることとされた額を定め、又は改正する場合

ウ (3)の規則で定めることとされた期間を定め、又は改正する場合

#### 4 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

- (1) 危険を伴う救助作業に係る特殊勤務手当の特例

警察職員のうち公安委員会規則で指定する者が特定大規模災害に対処するために危険を伴う救助作業に引き続き5日を下らない範囲内において公安委員会規則で定める期間以上従事した場合における特殊勤務手当の額は、1日につき1,680円(著しく危険である区域内において行う作業に従事した場合においては、1日につき840円を1,680円に加算した額)を超えない範囲内において公安委員会規則で定める額とすることとした。

- (2) 死体取扱作業に係る特殊勤務手当の特例

警察職員のうち公安委員会規則で指定する者が特定大規模災害に対処するために死体取扱作業のうち心身に著しい負担を与える作業に従事した場合の特殊勤務手当の額は、1日につき3,200円に3,200円を加算した額を超えない範囲内において公安委員会規則で定める額とすることとした。

- (3) 特殊勤務手当の支給範囲の特例

警察職員が、原子力災害対策特別措置法の規定による原子力緊急事態宣言があった場合において、同法に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所の周辺の区域における作業で公安委員会規則で定めるものに従事したときは、その者に対して、特殊勤務手当を支給するものとし、その額は、1日につき20,000円(心身に著しい負担を与える作業に従事した場合においては、40,000円)を超えない範囲内において公安委員会規則で定める額とすることとした。

- (4) 公安委員会は、次に掲げる場合においては、あらかじめ人事委員会に協議しなければならないものとする事とした。

ア (1)から(3)までの公安委員会規則で定めることとされた額を定め、又は改正する場合

イ (3)の公安委員会規則で定めることとされた作業を定め、又は改正する場合

ウ (1)の公安委員会規則で定めることとされた期間を定め、又は改正する場合

#### 5 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正

期末手当について、6月期の支給割合を100分の155から100分の157.5に、12月期の支給割合を100分の170から100分の172.5にそれぞれ引き上げることとした。

#### 6 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

- (1) 給料表

給料表の給料月額を改定することとした。

- (2) 期末手当

期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を100分の162.5から100分の165にそれぞれ引き上げることとした。

#### 7 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年兵庫県条例第43号)の一部改正

給料表の切替えに伴う経過措置を平成32年3月31日までの間の措置とするとともに、当該経過措置により給料として支給する額の見直しを行うこととした。

#### 8 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年兵庫県条例第53号)の一部改正

子に係る扶養手当について、平成29年4月1日から職員に配偶者がある場合についてもその額を10,000円に引き上げることとし、同日から平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置について、所要の整備を行うこととした。

### 条

### 例

青少年愛護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月15日

兵庫県知事 井戸敏三

## 兵庫県条例第28号

## 青少年愛護条例の一部を改正する条例

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「がん具類等 がん具類」を「玩具類等 玩具類」に改め、同条に次の3号を加える。

- (8) 有害役務営業 店舗型有害役務営業及び無店舗型有害役務営業をいう。
- (9) 店舗型有害役務営業 次に掲げる営業（風営適正化法第2条第1項に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。）をいう。
- ア 店舗を設け、著しく性的感情を刺激するおそれがある方法により、専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業
- イ 店舗を設け、専ら異性の客に対し著しく性的感情を刺激する姿態を見せる役務を提供する営業
- ウ 店舗を設け、専ら異性の客に同伴し、遊技又は遊興をさせる役務を提供する営業
- エ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、客に接する業務に従事する者が専ら異性の客に接するもののうち、次のいずれかに該当するもの
- (7) 客に接する業務に従事する者が著しく性的感情を刺激する衣服として規則で定めるものを着用するもの
- (4) 客に接する業務に従事する者が青少年が客に接する業務に従事していることを連想させる衣服として規則で定めるものを着用するもの
- (7) 青少年が客に接する業務に従事していることを明示し又は連想させる文字、数字その他の記号、映像、写真又は絵として規則で定めるものを当該営業の場所の名称又は広告若しくは宣伝に用いるもの
- (10) 無店舗型有害役務営業 次に掲げる営業（風営適正化法第2条第7項に規定する無店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。）をいう。
- ア 著しく性的感情を刺激するおそれがある方法により、専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、当該客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
- イ 専ら異性の客に対し著しく性的感情を刺激する姿態を見せる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、当該客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
- ウ 専ら異性の客に同伴し、遊技又は遊興をさせる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、当該客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

第9条第2項中「がん具類等」を「玩具類等」に改める。

第12条の見出し中「有害がん具類等」を「有害玩具類等」に改め、同条第4項中「がん具類等の」を「玩具類等の」に、「当該がん具類等を」を「当該玩具類等を」に、「がん具類等（以下「有害がん具類等」を「玩具類等（以下「有害玩具類等」に改め、同条第5項中「がん具類等の」を「玩具類等の」に、「がん具類等は、有害がん具類等」を「玩具類等は、有害玩具類等」に改め、同項第1号中「がん具類等」を「玩具類等」に改め、同項第2号及び第3号中「がん具類」を「玩具類」に改め、同条第6項中「がん具類等の」を「玩具類等の」に、「有害がん具類等」を「有害玩具類等」に改める。

第12条の3の見出し及び同条第1項中「がん具類等」を「玩具類等」に改める。

第12条の5第1項中「有害がん具類等」を「有害玩具類等」に改め、同条第2項中「又はがん具類等」を「又は玩具類等」に、「有害がん具類等」を「有害玩具類等」に改め、同条第3項中「がん具類等」を「玩具類等」に改める。

第17条から第19条までを次のように改める。

（有害役務営業を営む者の禁止行為等）

第17条 有害役務営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 青少年を有害役務営業の客に接する業務に従事させること。
- (2) 青少年に対し、有害役務営業の客に接する業務に従事するよう勧誘すること。
- (3) 青少年に対し、有害役務営業の客となるよう勧誘すること。
- (4) 青少年に対し、有害役務営業の名称、所在地又は電話番号その他の当該有害役務営業に関する事項（以下「有害役務営業の名称等」という。）を記載した文書、図画その他のもの（以下「文書等」という。）を頒布すること。
- (5) 有害役務営業の客に接する業務に従事するよう青少年に勧誘させること。

- (6) 有害役務営業の客となるよう青少年に勧誘させること。
- (7) 有害役務営業の名称等を記載した文書等を青少年に頒布させること。
- (8) 店舗型有害役務営業の場所（以下この条において「営業所」という。）又は無店舗型有害役務営業の受付所（第2条第10号アからウまでに規定する役務の提供以外の客に接する業務を行うための施設をいう。以下同じ。）に青少年を客として立ち入らせること。
- (9) 青少年を無店舗型有害役務営業の客とすること。
- 2 有害役務営業を営む者は、次の各号に掲げる有害役務営業の区分に従い、当該各号に定める場所の立ち入ろうとする者の見やすい箇所に、青少年の立ち入りを禁ずる旨の掲示をしなければならない。
- (1) 店舗型有害役務営業 営業所
- (2) 無店舗型有害役務営業（受付所を設けて営むものに限る。） 受付所
- 3 有害役務営業を営む者は、当該有害役務営業につき広告又は宣伝をするときは、次の各号に掲げる有害役務営業の区分に従い、当該各号に定める事項を明らかにしなければならない。
- (1) 店舗型有害役務営業 営業所への青少年の立ち入りを禁ずる旨
- (2) 無店舗型有害役務営業 青少年が無店舗型有害役務営業の客となることを禁ずる旨及び受付所を設けて営む無店舗型有害役務営業にあつては、受付所への青少年の立ち入りを禁ずる旨
- 4 有害役務営業を営む者は、次の各号に掲げる有害役務営業の区分に従い、当該各号に定める場所ごとに、従業者名簿を備え、これに当該有害役務営業に従事する者の氏名、生年月日及び住所その他の規則で定める事項を記載しておかなければならない。
- (1) 店舗型有害役務営業 営業所
- (2) 無店舗型有害役務営業 事務所及び受付所を設けて営む無店舗型有害役務営業にあつては、受付所
- 5 知事は、有害役務営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、第1項の規定に違反して同項第4号又は第9号に掲げる行為をしたときは、当該有害役務営業を営む者に対し、その行為の中止を命じ、又は必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。
- （有害役務営業の停止）
- 第18条 知事は、有害役務営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該有害役務営業に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、当該有害役務営業を営む者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該有害役務営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第174条、第175条又は第182条の罪に当たる違法な行為をしたとき。
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項又は第61条第1項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定により適用される場合を含む。）の規定に違反したとき。
- (3) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第63条第2号の罪に当たる違法な行為をしたとき。
- (4) 児童福祉法第34条第1項第6号、第7号又は第9号の規定に違反したとき。
- (5) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第2章に規定する罪に当たる違法な行為をしたとき。
- (6) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第4条から第8条までの罪に当たる違法な行為をしたとき。
- (7) この条例に規定する罪（第30条第2項第1号の罪を除く。）に当たる違法な行為をしたとき。
- (8) 前条第5項の規定による命令に従わなかったとき。
- 第19条 削除
- 第21条の2の次に次の1条を加える。
- （児童ポルノ等の提供の求めの禁止）
- 第21条の3 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）その他の記録をいう。以下同じ。）の提供を求めてはならない。
- 第24条の4第1項中「ときは、」の右に「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（」を加え、「電気通信事業者（」を削り、「電気通信事業者を」を「電気通信事業者及び当該契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者を」に改め、「対し」の右に「、当該正当な理由が存在することを明らかにして」を加え、「を

利用しない旨」を「及びフィルタリング有効化措置（インターネットを利用する者の有害情報の閲覧を制限するため、端末設備に組み込まれたプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）の機能を制限する措置をいう。以下同じ。）を希望しない旨」に改め、同条第2項中「携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者」を「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」に改め、「書面」の右に「（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「当該電気通信事業者」を「当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」に改め、同条第3項中「携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者」を「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」に改め、「フィルタリング・サービスの内容」の右に「、次条第1項に規定する青少年のインターネットの利用に関する基準づくりの必要性」を、「説明書」の右に「（当該説明書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加え、同条第4項中「携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者」を「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」に、「当該電気通信事業者」を「当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」に改め、「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」を削り、同条第5項中「必要な調査をする」を「調査その他の必要な措置を講ずる」に改め、同条第6項中「携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者」を「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」に、「当該電気通信事業者」を「当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」に改め、同条第7項中「携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者」を「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」に改める。

第25条第1項中「知事は」の右に「、第2条第9号エ(ア)から(ウ)まで」を、「若しくは第4項」の右に「、第18条」を加える。

第26条第1項中「又は第15条第1項」を「、第15条第1項又は第17条第5項」に改める。

第27条中「料理店等の営業」の右に「、有害役務営業」を加える。

第28条第1項第2号中「有害がん具類等」を「有害玩具類等」に改め、同項第8号中「携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者」を「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」に改め、同号を同項第10号とし、同項第7号を同項第9号とし、同項第6号の次に次の2号を加える。

(7) 店舗型有害役務営業の場所

(8) 無店舗型有害役務営業の事務所又は受付所

第30条第2項中「第22条第1項（同項第1号又は第2号に係る部分に限る。）又は第2項（同条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第18条の規定による命令に違反した者

(2) 第22条第1項（同項第1号又は第2号に係る部分に限る。）又は第2項（同条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定に違反した者

第30条第3項中「常習として第12条の5第1項又は第2項の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 常習として第12条の5第1項又は第2項の規定に違反した者

(2) 第17条第1項（同項第1号又は第8号に係る部分に限る。）の規定に違反した者

第30条第5項第4号中「この条第3項に規定する」を「この条第3項第1号に掲げる」に改め、同項第12号を同項第14号とし、同項第11号を同項第13号とし、同項第10号を同項第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 第21条の3の規定に違反して、次に掲げる方法により、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者

ア 青少年を欺き、威迫し又は困惑させる方法

イ 青少年に対し、財産上の利益を供与し、又はその供与の申込み若しくは約束をする方法

第30条第5項第9号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 第17条第1項（同項第2号、第3号又は第5号から第7号までに係る部分に限る。）の規定に違反した者  
第30条第6項中「第20条第1項」を「第17条第1項（同項第4号又は第9号に係る部分を除く。）、第20条第1項」に改め、「第21条の2」の右に「、第21条の3」を加え、「前2項」を「前3項」に改め、同条第8項第2号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 第17条第2項又は第3項の規定に違反した者

(3) 第17条第4項の規定に違反して、従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の





第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

### 第3章 国民健康保険保険給付費等交付金

(普通交付金の交付)

第7条 県は、毎年度、市町に対し、算定政令第6条第2項に規定する費用に応じ、普通交付金を交付する。

2 前項の規定により交付する普通交付金の額のうち、算定政令第6条第4項に規定する費用以外の費用について交付する額は、知事が別に定める。

(特別交付金の交付)

第8条 県は、毎年度、市町に対し、算定政令第6条第6項各号に掲げる額の合算額を特別交付金として交付する。

2 算定政令第6条第6項第3号に規定する条例で定める特別交付金の交付に充てられる部分は、知事が別に定める。

### 第4章 国民健康保険事業費納付金

#### 第1節 一般納付金基礎額

(医療費指数反映係数の基準)

第9条 知事は、各市町に係る一般納付金基礎額に当該市町に係る年齢調整後医療費指数の多寡を反映させることを基準として、医療費指数反映係数を定めるものとする。

(年齢調整後医療費指数)

第10条 算定政令第9条第4項に規定する条例で定める年齢調整後医療費指数は、同項第1号に掲げる値とする。

(一般納付金所得係数の基準)

第11条 知事は、算定政令第9条第5項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として、一般納付金所得係数を定めるものとする。

(一般納付金所得等割合)

第12条 算定政令第9条第6項に規定する条例で定める一般納付金所得等割合は、同項第1号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者数等割合)

第13条 算定政令第9条第7項に規定する条例で定める一般納付金被保険者数等割合は、同項第2号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者均等割指数の範囲)

第14条 算定政令第9条第9項に規定する条例で定める一般納付金被保険者均等割指数の範囲は、0を超え、かつ、1未満とする。

#### 第2節 後期高齢者支援金等納付金基礎額

(後期高齢者支援金等納付金所得係数の基準)

第15条 知事は、算定政令第10条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として、後期高齢者支援金等納付金所得係数を定めるものとする。

(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

第16条 算定政令第10条第4項に規定する条例で定める後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、同項第1号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合)

第17条 算定政令第10条第5項に規定する条例で定める後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、同項第2号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数の範囲)

第18条 算定政令第10条第7項に規定する条例で定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数の範囲は、0を超え、かつ、1未満とする。

#### 第3節 介護納付金納付金基礎額

(介護納付金納付金所得係数の基準)

第19条 知事は、算定政令第11条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として、介護納付金納付金所得係数を定めるものとする。

(介護納付金納付金所得等割合)

第20条 算定政令第11条第4項に規定する条例で定める介護納付金納付金所得等割合は、同項第1号に掲げる数とする。

(介護納付金賦課被保険者数等割合)

第21条 算定政令第11条第5項に規定する条例で定める介護納付金賦課被保険者数等割合は、同項第2号に掲げる数とする。

(介護納付金納付金被保険者均等割指数の範囲)

第22条 算定政令第11条第7項に規定する条例で定める介護納付金納付金被保険者均等割指数の範囲は、0を超え、かつ、1未満とする。

第 5 章 雑 則

第23条 この条例で定めるもののほか、県が行う国民健康保険事業の運営に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の廃止)

2 国民健康保険調整交付金の交付に関する条例（平成17年兵庫県条例第66号）は、廃止する。

(年齢調整後医療費指数等の特例)

3 算定政令附則第4条第1項の規定により算定政令第9条及び第10条の規定が読み替えて適用される場合における第10条から第12条まで、第15条及び第16条の規定の適用については、これらの規定中「算定政令」とあるのは、「算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令」とする。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条第26号の次に次の1号を加える。

(26)の2 国民健康保険運営協議会

別表第1 国民健康保険審査会の項の次に次のように加える。

国民健康保険運営協議会	会長	日額	15,500円
	委員	日額	12,500円

別表第2 国民健康保険審査会の委員及び臨時委員の項の次に次のように加える。

国民健康保険運営協議会の委員	職員旅費条例中8級の職務にある者相当額
----------------	---------------------



兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第31号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第11条」を「第12条」に改める。

第22条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第35条第2項本文中「第10条」を「第11条」に改め、同項ただし書中「省令第10条」を「同条」に改める。

第55条、第56条及び附則第9項中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



兵庫県流域下水道事業の設置等に関する条例をここに公布する。

平成29年12月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

### 兵庫県条例第32号

#### 兵庫県流域下水道事業の設置等に関する条例

兵庫県流域下水道条例（昭和60年兵庫県条例第16号）の全部を改正する。

（流域下水道事業の設置）

第1条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、兵庫県流域下水道事業（以下「流域下水道事業」という。）を設置する。

（法の財務規定等の適用）

第2条 流域下水道事業に、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

（経営の基本）

第3条 流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 流域下水道事業の施設として設置する流域下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第4号に規定する流域下水道をいう。以下同じ。）の名称、処理区及び処理する区域の存する市町（以下「関係市町」という。）は、次の表のとおりとする。

名 称	処理区	関係市町
猪名川流域下水道	原田処理区	尼崎市 伊丹市 宝塚市 川西市 猪名川町
武庫川流域下水道	上流処理区	神戸市 西宮市 三田市
	下流処理区	尼崎市 西宮市 伊丹市 宝塚市
揖保川流域下水道	揖保川処理区	姫路市 たつの市 宍粟市 太子町
加古川流域下水道	上流処理区	神戸市 西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市
	下流処理区	加古川市 高砂市 稲美町 播磨町

（重要な資産の取得及び処分）

第4条 法第33条第2項の規定に基づき、流域下水道事業の用に供する重要な資産で条例で定めるものの取得及び処分については、その予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が1件1億円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定に基づき、流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合として条例で定めるものは、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

（会計事務の処理）

第6条 法第34条の2ただし書の規定に基づき、流域下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納及び支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 流域下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が7,000万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が交通事故に係るものにあつては自動車損害賠償保障法施行令(昭和30年政令第286号)第2条第1項第1号イに定める額を超えるもの、その他のものにあつては300万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 知事は、流域下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、流域下水道事業の経営の状況を明らかにするため知事が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、知事は、できるだけ速やかに、これを作成しなければならない。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、流域下水道の管理に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(流域下水道事業特別会計条例の廃止)

2 流域下水道事業特別会計条例(昭和60年兵庫県条例第7号)は、廃止する。

(流域下水道事業特別会計に関する歳入歳出の経理等)

3 この条例の施行前に流域下水道事業特別会計条例に基づく特別会計において経理する歳入歳出及び当該特別会計に帰属する財産、契約その他の権利義務は、この条例の施行の時から、流域下水道事業に係る法に基づく特別会計において経理し、及び当該特別会計に帰属する。



職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月15日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第33号

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第16条の2第2項第1号中「100分の9.25」を「100分の9.4」に改め、同項第2号中「100分の6.25」を「100分の6.4」に改め、同項第3号中「100分の4.25」を「100分の4.4」に改める。

第16条の6第1項第1号中「368,000円」を「368,400円」に改め、同項第2号中「50,600円」を「50,700円」に改める。

第25条第6項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の170」を「100分の172.5」に改める。

第26条第2項第1号中「100分の85」を「100分の90」に、「100分の105」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の42.5」に、「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

附則第3条第1項中「第10項まで」を「第11項まで」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1（第8条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	特10級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	222,200	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000	521,300
	2	143,700	194,500	224,100	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200
	3	144,900	196,300	225,700	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300
	4	146,000	198,100	227,300	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400
	5	147,100	199,700	228,900	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500
	6	148,200	201,500	230,500	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800
	7	149,300	203,300	232,000	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	538,300
	8	150,400	205,100	233,600	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700
	9	151,500	206,800	235,100	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100
	10	152,900	208,600	236,800	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	544,900
	11	154,200	210,400	238,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700
	12	155,500	212,200	239,900	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	548,600
	13	156,800	213,600	241,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	550,300
	14	158,300	215,400	242,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100	551,700
	15	159,800	217,100	244,300	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	553,000
	16	161,400	218,900	245,700	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	554,100
	17	162,700	220,600	247,200	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	555,400
	18	164,200	222,300	248,700	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	556,400
	19	165,700	223,900	250,000	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	557,300
	20	167,200	225,500	251,400	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	558,200
	21	168,600	227,000	252,900	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	559,100
	22	171,300	228,700	254,600	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700	
	23	173,900	230,300	256,300	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200	
	24	176,500	231,900	258,100	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700	
	25	179,200	233,100	259,700	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800	
	26	180,900	234,600	261,500	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900	
	27	182,600	236,000	263,200	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100	
	28	184,300	237,300	264,900	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300	
	29	185,800	238,600	266,900	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300	
	30	187,600	239,800	268,800	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200	
	31	189,400	240,800	270,600	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100	
	32	191,100	242,000	272,400	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000	
	33	192,700	243,300	274,100	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800	
	34	194,200	244,500	276,000	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700	
	35	195,700	245,700	277,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400	
	36	197,200	247,000	279,600	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900	
	37	198,500	247,900	281,200	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600	
	38	199,800	249,300	283,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200	
	39	201,100	250,700	284,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000	
	40	202,400	252,200	286,800	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600	
	41	203,700	253,600	288,400	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100	
	42	205,000	255,000	290,100	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200	527,700	
	43	206,300	256,400	291,900	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600	528,500	
	44	207,600	257,700	293,700	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900	529,100	
	45	208,800	258,900	295,300	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200	529,600	
	46	210,100	260,200	297,000	349,200	369,900	397,100	438,600	468,700		
	47	211,400	261,600	298,500	350,700	370,800	397,800	439,000	469,100		
	48	212,700	262,900	300,100	352,200	371,700	398,500	439,700	469,400		
	49	213,800	264,100	301,700	353,800	372,600	399,100	440,200	469,700		
	50	214,900	265,200	303,400	354,600	373,400	399,700	440,600			
	51	215,900	266,500	305,000	355,800	374,200	400,200	441,000			
	52	217,000	267,800	306,700	356,800	375,000	400,600	441,400			
	53	218,100	268,800	307,700	357,700	375,700	401,000	441,800			
	54	219,100	269,900	309,200	358,800	376,400	401,300	442,200			
	55	220,000	271,200	310,700	359,700	377,100	401,600	442,600			
	56	221,000	272,500	312,300	360,800	377,800	401,900	442,900			
	57	221,500	273,500	313,900	361,700	378,300	402,200	443,200			
	58	222,400	274,500	315,500	362,400	378,900	402,500	443,600			
	59	223,200	275,400	317,100	363,100	379,500	402,800	443,900			
	60	224,100	276,500	318,600	363,800	380,200	403,100	444,200			
再任用 職員以 外の職 員											

61	224,800	277,600	320,100	364,200	380,600	403,400	444,500			
62	225,800	278,600	321,300	364,800	381,300	403,700	444,900			
63	226,600	279,500	322,500	365,500	381,900	404,000	445,200			
64	227,500	280,500	323,700	366,200	382,500	404,300	445,500			
65	228,200	281,100	324,400	366,500	382,900	404,600	445,800			
66	229,000	282,000	325,300	367,200	383,500	404,900				
67	229,900	282,700	326,100	367,900	384,100	405,200				
68	231,000	283,600	326,900	368,600	384,700	405,500				
69	231,700	284,600	327,800	368,900	385,100	405,700				
70	232,400	285,400	328,200	369,500	385,600	406,000				
71	233,000	286,200	328,900	370,200	386,100	406,300				
72	233,800	287,000	329,700	370,800	386,700	406,600				
73	234,600	287,800	330,500	371,100	387,000	406,800				
74	235,300	288,300	331,200	371,700	387,400	407,100				
75	236,000	288,700	331,900	372,400	387,800	407,400				
76	236,600	289,200	332,600	373,000	388,200	407,600				
77	237,300	289,300	333,100	373,400	388,500	407,800				
78	238,100	289,700	333,700	373,900	388,800	408,100				
79	238,900	289,900	334,200	374,500	389,100	408,400				
80	239,600	290,300	334,800	375,000	389,400	408,600				
81	240,200	290,500	335,100	375,500	389,600	408,800				
82	240,900	290,700	335,600	376,100	389,900	409,100				
83	241,600	291,100	336,000	376,600	390,200	409,400				
84	242,300	291,400	336,500	376,900	390,400	409,600				
85	242,900	291,700	336,900	377,300	390,600	409,800				
86	243,600	292,000	337,400	377,800	390,900					
87	244,300	292,300	337,900	378,200	391,200					
88	245,000	292,700	338,400	378,600	391,400					
89	245,600	293,000	338,700	379,000	391,600					
90	246,100		339,100	379,500	391,900					
91	246,400		339,600	379,900	392,200					
92	246,800		340,000	380,300	392,400					
93	247,100		340,300	380,600	392,600					
94			340,700							
95			341,200							
96			341,600							
97			341,800							
98			342,200							
99			342,700							
100			343,100							
101			343,200							
102			343,700							
103			344,100							
104			344,400							
105			344,700							
106			345,100							
107			345,500							
108			345,900							
109			346,400							
110			346,800							
111			347,200							
112			347,600							
113			348,100							
114			348,500							
115			348,800							
116			349,100							
117			349,600							
再任用 職員	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500	440,600	521,000

備考1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

2 平成29年度に限り、この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が7級以下である職員の給料月額は、同表の額に800円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第8条関係）

研究職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	142,800	192,500	279,100	330,500	388,200
	2	143,900	195,100	281,500	332,700	391,100
	3	145,100	197,500	283,900	334,900	393,800
	4	146,200	199,900	286,300	336,900	396,600
	5	147,300	202,400	288,600	338,800	398,700
	6	148,600	204,700	290,800	340,900	401,400
	7	149,900	207,000	292,800	343,000	404,100
	8	151,200	209,200	294,800	345,000	406,800
	9	152,300	211,300	296,900	346,800	409,400
	10	154,000	213,600	299,500	348,800	412,000
	11	155,600	216,100	302,100	350,900	414,700
	12	157,200	218,400	304,900	352,800	417,500
	13	158,700	220,600	307,100	354,800	420,100
	14	160,600	223,000	309,700	356,700	422,800
	15	162,500	225,400	312,200	358,500	425,600
	16	164,500	227,800	315,000	360,400	428,300
	17	166,300	230,100	317,600	362,300	430,800
	18	168,500	232,900	319,800	364,200	433,400
	19	170,700	235,800	322,000	365,900	435,900
	20	172,800	238,700	324,100	367,900	438,500
	21	175,000	241,200	326,400	369,400	441,000
	22	177,400	243,900	328,400	371,400	443,600
	23	179,700	246,400	330,400	373,200	446,200
	24	182,000	249,100	332,400	375,100	448,700
	25	184,100	251,800	334,400	376,500	450,900
	26	186,300	254,200	336,300	378,200	453,200
	27	188,400	256,500	338,100	380,100	455,700
	28	190,500	258,700	339,900	382,000	458,200
	29	192,600	261,400	341,800	383,800	460,700
	30	194,300	263,600	343,500	385,700	463,200
	31	196,100	265,500	345,000	387,600	465,700
	32	197,800	267,600	346,700	389,500	468,200
	33	199,600	269,400	348,100	391,100	470,500
	34	201,500	271,400	349,500	392,900	472,900
	35	203,400	273,500	350,800	394,500	475,300
	36	205,300	275,400	352,300	396,300	477,800
	37	207,000	277,300	353,500	397,500	480,200
	38	208,900	278,800	354,900	399,000	482,700
	39	210,800	280,000	356,200	400,400	485,100
	40	212,700	281,500	357,600	401,800	487,600
	41	214,600	282,900	358,300	403,200	489,900
	42	216,500	283,900	359,400	404,500	492,100
	43	218,400	284,900	360,600	406,000	494,300
	44	220,300	285,900	361,700	407,600	496,500
	45	222,000	286,600	362,900	409,000	498,200
	46	223,900	287,800	364,100	410,200	499,700
	47	225,700	289,000	365,400	411,800	501,300
	48	227,500	290,200	366,500	413,400	502,800
	49	229,200	291,600	367,600	414,700	504,500
	50	231,000	292,900	368,900	416,100	505,900
	51	232,700	294,000	370,200	417,600	507,300
	52	234,400	295,100	371,500	419,000	508,800
	53	235,900	296,300	372,200	420,400	509,900
	54	237,700	297,500	373,200	421,800	511,100
	55	239,400	298,800	374,100	423,200	512,300
	56	241,000	299,900	375,100	424,600	513,500
	57	242,300	300,900	375,900	425,700	514,400
	58	243,500	302,000	376,700	427,000	515,400
	59	244,500	303,200	377,400	428,400	516,400
	60	245,600	304,300	378,100	429,700	517,400

再任用  
職員以  
外の職  
員

61	246,700	305,200	378,700	430,500	518,500
62	247,800	306,300	379,400	431,400	519,400
63	248,700	307,400	380,300	432,400	520,100
64	249,800	308,500	381,200	433,300	520,800
65	251,000	309,400	381,800	434,200	521,600
66	252,100	310,500	382,600	435,000	
67	253,200	311,400	383,400	435,600	
68	254,100	312,400	384,200	436,400	
69	255,000	313,400	384,800	436,800	
70	256,400	314,400	385,500	437,400	
71	257,900	315,500	386,200	437,900	
72	259,300	316,600	386,900	438,400	
73	260,700	317,200	387,600	438,900	
74	262,100	318,200	388,200	439,500	
75	263,500	319,300	388,800	440,000	
76	264,600	320,400	389,500	440,500	
77	265,700	321,500	390,200	441,000	
78	266,900	322,500	390,800		
79	268,200	323,400	391,400		
80	269,300	324,300	392,000		
81	270,600	325,400	392,600		
82	271,900	326,200	393,200		
83	273,200	326,900	393,800		
84	274,400	327,700	394,400		
85	275,500	328,200	394,900		
86	276,600	328,700	395,400		
87	277,900	329,200	395,900		
88	279,100	329,700	396,600		
89	280,000	330,000	397,000		
90	281,200	330,500	397,500		
91	282,200	331,000	398,000		
92	283,400	331,500	398,700		
93	284,300	331,800	399,100		
94	285,300	332,200			
95	286,300	332,700			
96	287,300	333,200			
97	287,700	333,700			
98	288,600				
99	289,300				
100	290,200				
101	291,100				
102	291,800				
103	292,500				
104	293,200				
105	293,900				
106	294,400				
107	294,900				
108	295,400				
109	295,600				
再任用 職員	217,100	258,300	283,100	325,500	384,000

備考1 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の5級の46号給から65号給までの号給は、試験場、研究所等の長で人事委員会規則で定めるものみに適用する。

3 平成29年度に限り、この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以下である職員の給料月額額は、同表の額に800円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 3 (第 8 条関係)

医 師 ・ 歯 科 医 師 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	246,400	331,800	396,700	471,100
	2	248,900	334,800	399,600	473,400
	3	251,400	337,700	402,500	475,600
	4	253,900	340,700	405,300	477,900
	5	256,200	343,400	408,000	480,200
	6	260,000	346,700	410,700	482,400
	7	263,800	349,800	413,500	484,600
	8	267,600	352,900	416,200	486,800
	9	271,200	355,700	418,600	488,800
	10	275,200	358,600	421,300	490,900
	11	279,200	361,700	423,900	493,000
	12	283,200	364,900	426,600	495,100
	13	287,000	367,900	429,000	497,200
	14	291,000	371,500	431,500	499,300
	15	294,900	374,700	433,900	501,400
	16	298,800	378,400	436,400	503,500
	17	302,600	382,000	438,500	505,600
	18	306,200	384,700	440,900	507,600
	19	309,700	387,500	443,200	509,600
	20	313,300	390,200	445,600	511,600
	21	316,900	393,100	447,200	513,400
	22	320,600	395,700	449,600	515,200
	23	324,100	398,300	452,000	517,100
	24	327,600	400,700	454,300	519,000
	25	331,100	402,900	456,300	520,700
	26	333,900	405,200	458,600	522,500
	27	336,500	407,400	460,800	524,300
	28	339,100	409,700	463,100	526,100
	29	341,900	412,000	465,300	527,800
	30	344,000	414,100	467,600	529,600
	31	346,200	416,100	469,900	531,400
	32	348,600	418,200	472,100	533,200
	33	350,900	420,200	474,100	534,800
	34	353,300	422,100	476,200	536,600
	35	355,500	423,900	478,300	538,300
	36	358,000	425,900	480,400	540,100
	37	360,400	427,800	482,500	541,700
	38	362,800	429,800	484,300	543,300
	39	365,200	431,800	486,100	544,700
	40	367,400	433,800	487,900	546,300
	41	369,700	435,600	489,600	547,800
	42	371,100	437,400	491,400	549,200
	43	372,600	439,100	493,200	550,600
	44	374,000	440,900	495,000	551,900
	45	375,300	442,800	496,600	553,100
	46	376,700	444,600	498,300	554,100
	47	378,200	446,400	500,100	555,100
	48	379,700	448,100	501,900	556,100
	49	380,900	449,900	503,500	557,100
	50	381,900	451,600	504,800	558,000
	51	382,900	453,400	506,100	558,900
	52	383,800	455,200	507,400	559,800
	53	384,700	457,100	508,500	560,600
	54	385,600	458,300	509,800	561,500
	55	386,300	459,500	511,100	562,400
	56	387,200	460,700	512,400	563,300
	57	388,000	461,900	513,400	564,200
	58	388,900	462,900	514,200	565,100
	59	389,700	463,900	515,000	566,000
	60	390,500	464,900	515,800	566,700

再任用  
職員以  
外の職  
員

61	391,100	465,700	516,700	567,600
62	391,600	466,400	517,500	568,500
63	392,000	467,100	518,400	569,400
64	392,500	467,800	519,200	570,300
65	392,800	468,500	520,100	571,200
66		469,200	521,000	572,100
67		469,900	521,700	573,000
68		470,600	522,600	573,900
69		470,900	523,500	574,800
70		471,600	524,300	575,700
71		472,300	525,200	576,600
72		473,000	526,100	577,500
73		473,400	526,900	578,400
74		474,000	527,800	
75		474,700	528,700	
76		475,400	529,400	
77		475,800	530,200	
78		476,400	531,100	
79		477,000	532,000	
80		477,500	532,900	
81		478,100	533,700	
82		478,600		
83		479,100		
84		479,600		
85		480,000		
再任用 職員	295,800	338,200	392,600	465,600

備考1 この表は、医師及び歯科医師である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 平成29年度に限り、この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以下である職員の給料月額は、同表の額に800円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4（第8条関係）

看護職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円						
	1	161,300	188,800	237,200	260,000	285,000	329,500	373,700
	2	162,700	190,900	239,000	261,000	286,800	331,600	376,300
	3	164,200	193,000	240,800	261,900	288,600	333,600	379,000
	4	165,600	195,000	242,600	263,000	290,500	335,800	381,600
	5	167,100	197,100	244,000	263,700	292,300	337,800	383,800
	6	168,600	199,400	245,300	264,700	294,100	339,900	386,200
	7	170,100	201,700	246,500	265,500	296,000	342,100	388,500
	8	171,600	204,000	247,800	266,500	297,800	344,200	390,800
	9	172,900	206,400	248,800	267,600	299,700	345,700	392,800
	10	174,600	207,800	249,900	268,400	301,600	347,700	394,900
	11	176,200	209,200	250,800	269,500	303,400	349,600	397,100
	12	177,700	210,500	251,700	270,700	305,300	351,600	399,400
	13	179,200	211,900	253,000	272,000	306,900	353,600	401,300
	14	181,200	213,400	254,100	273,300	308,500	355,700	403,300
	15	183,200	214,900	254,900	274,500	310,300	357,800	405,500
	16	185,200	216,100	255,900	275,900	312,100	359,800	407,700
	17	187,400	217,500	256,600	277,200	313,900	361,800	409,700
	18	189,500	219,000	257,500	278,600	315,500	363,800	411,900
	19	191,600	220,500	258,500	279,800	317,200	365,900	414,100
	20	193,700	222,000	259,400	281,200	318,900	368,000	416,200
	21	195,800	223,400	260,300	282,800	320,300	369,700	418,100
	22	198,000	225,100	261,300	284,400	321,800	371,800	420,000
	23	200,200	226,800	262,200	285,900	323,300	373,900	421,800
	24	202,400	228,500	263,200	287,300	324,800	375,900	423,700
	25	204,400	229,900	264,400	288,600	326,300	377,900	425,400
	26	205,700	231,600	265,700	290,400	327,700	379,500	427,000
	27	207,000	233,300	266,900	292,200	329,200	381,400	428,700
	28	208,300	235,000	268,100	293,900	330,800	383,300	430,300
	29	209,500	236,600	269,300	295,400	332,000	385,100	431,600
	30	210,700	238,000	270,800	297,000	333,500	386,800	432,900
	31	212,000	239,300	272,400	298,600	334,900	388,700	434,500
	32	213,200	240,400	273,800	300,300	336,400	390,500	436,000
	33	214,500	241,600	275,400	301,700	338,000	392,200	437,700
	34	215,800	242,700	276,900	303,200	339,500	393,900	439,300
	35	217,100	243,600	278,200	304,800	341,100	395,700	440,700
	36	218,400	244,700	279,500	306,400	342,600	397,400	442,100
	37	219,800	245,800	281,100	307,800	344,300	399,000	443,200
	38	221,200	246,900	282,500	309,200	345,900	400,700	444,500
	39	222,500	247,800	284,000	310,600	347,400	402,500	445,800
	40	223,900	248,900	285,400	312,200	349,000	404,300	447,200
	41	224,900	249,500	286,900	313,700	350,200	405,800	448,200
	42	226,300	250,400	288,400	315,100	351,700	407,300	449,900
	43	227,700	251,300	289,900	316,500	353,200	408,800	449,700
	44	229,100	252,200	291,500	318,000	354,600	410,100	450,300
	45	230,300	253,000	292,800	318,900	356,200	411,200	451,200
	46	231,700	254,000	294,200	320,300	357,200	412,300	451,900
	47	233,000	254,900	295,700	321,700	358,700	413,400	452,700
	48	234,300	255,900	297,200	323,200	360,000	414,600	453,500
	49	235,300	256,900	298,400	324,300	361,400	415,900	454,200
	50	236,400	258,100	299,700	325,700	362,800	417,000	454,900
	51	237,400	259,300	300,900	327,000	364,100	418,200	455,600
	52	238,500	260,500	302,300	328,300	365,500	419,300	456,400
	53	239,600	261,600	303,700	329,700	367,000	420,500	457,200
	54	240,700	263,100	305,000	331,100	368,200	421,500	458,000
	55	241,700	264,500	306,400	332,500	369,300	422,600	458,700
	56	242,700	265,900	307,800	333,800	370,500	423,700	459,400
	57	243,500	267,500	308,700	334,700	371,600	424,800	460,200
	58	244,500	269,100	309,900	336,000	372,500	425,300	
	59	245,200	270,600	311,100	337,200	373,500	425,900	
	60	246,200	272,100	312,500	338,500	374,500	426,300	

61	247,100	273,500	313,600	339,600	375,100	426,900
62	248,100	275,000	314,900	340,500	375,900	427,400
63	248,900	276,500	316,200	341,700	376,700	427,800
64	249,900	277,800	317,400	343,000	377,500	428,300
65	250,800	279,300	318,700	344,100	378,200	428,900
66	251,800	280,800	320,000	345,300	378,900	429,300
67	252,900	282,300	321,300	346,500	379,700	429,600
68	253,800	283,800	322,600	347,600	380,400	429,900
69	254,600	284,900	323,300	348,600	381,000	430,300
70	255,700	286,400	324,400	349,600	381,600	
71	256,800	287,900	325,500	350,700	382,300	
72	258,000	289,300	326,400	351,800	382,900	
73	259,400	290,400	327,700	352,600	383,600	
74	260,700	291,800	328,400	353,700	384,100	
75	262,000	293,000	329,500	354,800	384,700	
76	263,200	294,300	330,700	355,900	385,200	
77	264,200	295,700	331,800	356,600	385,600	
78	265,300	297,000	333,000	357,400	386,200	
79	266,600	298,200	334,100	358,200	386,700	
80	267,800	299,500	335,300	358,900	387,000	
81	268,800	300,100	336,400	359,500	387,300	
82	269,800	301,300	337,500	360,000	387,800	
83	270,900	302,400	338,500	360,600	388,200	
84	272,000	303,600	339,600	361,100	388,500	
85	272,800	304,700	340,500	361,700	388,800	
86	273,700	305,900	341,500	362,200	389,300	
87	274,800	307,100	342,400	362,800	389,800	
88	275,900	308,200	343,400	363,300	390,200	
89	276,800	309,500	344,400	363,700	390,500	
90	277,700	310,700	345,200	364,100	390,900	
91	278,500	311,900	346,000	364,700	391,400	
92	279,500	313,100	346,800	365,200	391,800	
93	280,400	313,900	347,400	365,500	392,200	
94	281,400	314,600	348,000	366,000	392,600	
95	282,300	315,300	348,700	366,400	393,100	
96	283,300	315,900	349,300	366,700	393,500	
97	284,000	316,600	349,700	367,300	393,900	
98	284,800	316,900	350,100	367,800	394,300	
99	285,400	317,500	350,600	368,300	394,800	
100	286,300	318,200	351,000	368,800	395,200	
101	287,100	318,600	351,500	369,400	395,600	
102	287,900	319,200	351,900	369,900	396,000	
103	288,700	319,800	352,400	370,400	396,500	
104	289,500	320,400	352,800	370,800	396,900	
105	290,200	320,800	353,100	371,400	397,300	
106	290,700	321,300	353,600	371,900		
107	291,200	321,800	354,000	372,400		
108	291,700	322,300	354,300	372,900		
109	291,900	322,700	354,800	373,500		
110	292,200	323,100	355,300	373,900		
111	292,400	323,400	355,800	374,400		
112	292,800	323,700	356,300	374,900		
113	293,100	324,100	356,800	375,500		
114	293,300	324,500	357,300	375,900		
115	293,700	324,900	357,800	376,400		
116	294,000	325,200	358,200	376,900		
117	294,300	325,400	358,600	377,500		
118	294,600	325,700	359,000	377,900		
119	294,900	326,100	359,500	378,400		
120	295,300	326,300	360,000	378,900		

再任用  
職員以  
外の職  
員

121	295,600	326,500	360,400	379,500			
122	296,000	326,800	360,900	379,900			
123	296,300	327,100	361,400	380,400			
124	296,700	327,400	361,900	380,900			
125	296,900	327,600	362,200	381,500			
126	297,100	327,900	362,700	381,900			
127	297,400	328,300	363,200	382,400			
128	297,800	328,500	363,700	382,900			
129	298,000	328,600	364,000	383,500			
130	298,300	328,900	364,500	383,900			
131	298,700	329,300	365,000	384,400			
132	299,100	329,500	365,500	384,900			
133	299,300	329,800	365,800	385,500			
134	299,600	330,200	366,300	385,900			
135	300,000	330,600	366,800	386,400			
136	300,300	331,000	367,300	386,900			
137	300,500	331,300	367,600	387,500			
138	300,800	331,700					
139	301,200	332,100					
140	301,500	332,500					
141	301,700	332,800					
142	302,100	333,200					
143	302,500	333,500					
144	302,800	333,900					
145	302,900	334,200					
146	303,200	334,600					
147	303,500	335,000					
148	303,900	335,400					
149	304,100	335,700					
150	304,300	336,100					
151	304,600	336,500					
152	304,900	336,900					
153	305,300	337,200					
154	305,500	337,600					
155	305,700	338,000					
156	306,000	338,400					
157	306,300	338,700					
158	306,600	339,100					
159	306,900	339,500					
160	307,200	339,900					
161	307,600	340,200					
162	307,900	340,600					
163	308,200	341,000					
164	308,500	341,400					
165	308,900	341,700					
166	309,200						
167	309,500						
168	309,800						
169	310,200						
170	310,500						
171	310,800						
172	311,100						
173	311,500						
174	311,800						
175	312,100						
176	312,400						
177	312,800						
再任用 職 員	234,700	255,000	262,200	272,400	288,700	325,800	370,200

備考 1 この表は、助産師、看護師及び准看護師である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 平成29年度に限り、この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級以下である職員の給料月額に、同表の額に800円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5（第8条関係）

警察職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円								
	1	166,000	181,700	208,200	248,300	291,800	318,300	346,800	381,300	422,400
	2	167,700	183,500	210,200	250,100	293,800	320,500	349,000	383,500	424,200
	3	169,500	185,300	212,200	251,900	295,900	322,800	351,300	385,500	426,100
	4	171,200	187,100	214,200	253,700	298,200	324,900	353,500	387,600	428,000
	5	172,700	189,000	216,200	255,400	300,000	327,200	355,500	389,300	429,400
	6	174,600	191,300	218,200	257,200	302,200	329,400	357,600	391,300	431,100
	7	176,400	193,600	220,200	258,800	304,300	331,700	359,800	393,100	432,700
	8	178,300	195,900	222,100	260,500	306,500	333,900	362,000	394,900	434,200
	9	180,000	198,100	224,200	261,800	308,500	335,700	363,800	396,700	435,800
	10	181,700	200,700	226,000	263,400	310,700	338,000	366,000	398,700	437,500
	11	183,400	203,200	227,800	264,700	313,000	340,200	368,000	400,700	439,100
	12	185,100	205,700	229,600	266,000	315,100	342,500	370,200	402,800	440,700
	13	187,000	208,000	231,500	267,600	317,200	344,500	372,100	404,500	441,800
	14	189,100	209,800	233,400	269,000	319,500	346,600	374,200	406,600	443,400
	15	191,200	211,600	235,300	270,100	321,700	348,800	376,300	408,600	445,200
	16	193,300	213,400	237,200	271,400	323,900	350,900	378,400	410,700	447,000
	17	195,500	215,300	238,800	272,300	325,700	353,000	380,000	412,400	448,600
	18	197,900	217,200	240,600	273,700	328,000	355,000	382,000	414,100	450,400
	19	200,300	219,100	242,400	275,100	330,100	357,000	383,900	415,800	452,200
	20	202,700	220,900	244,200	276,500	332,400	359,100	385,900	417,400	453,900
	21	205,200	222,600	245,800	277,800	334,400	360,900	387,700	419,100	455,500
	22	207,000	224,400	247,200	279,200	336,400	362,900	389,800	420,700	457,200
	23	208,800	226,200	248,400	280,500	338,500	364,800	391,900	422,100	458,800
	24	210,600	228,000	249,700	282,000	340,500	366,900	393,900	423,600	460,600
	25	212,500	229,700	251,000	283,200	342,400	368,600	395,600	424,900	462,100
	26	214,300	231,400	252,300	285,100	344,500	370,600	397,600	426,300	463,500
	27	216,100	233,100	253,600	287,100	346,400	372,600	399,700	427,800	465,000
	28	217,800	234,800	254,800	289,100	348,400	374,600	401,800	429,400	466,300
	29	219,700	236,200	256,000	291,000	350,300	376,500	403,300	430,700	467,500
	30	221,500	238,000	257,100	293,000	352,400	378,600	405,100	432,400	468,200
	31	223,300	239,800	258,400	294,800	354,300	380,700	406,800	434,100	468,900
	32	225,100	241,600	259,500	296,700	356,400	382,700	408,500	435,700	469,600
	33	226,800	243,000	260,100	298,500	357,900	384,600	410,200	437,100	470,100
	34	228,500	244,500	261,300	300,300	359,900	386,700	411,700	438,800	470,900
	35	230,200	245,800	262,400	302,200	361,800	388,800	413,300	440,500	471,600
	36	231,900	247,200	263,600	304,000	363,900	390,700	414,800	442,100	472,200
	37	233,300	248,500	264,500	305,800	365,800	392,400	416,100	443,500	472,500
	38	235,100	249,800	265,700	307,700	367,900	393,900	417,600	444,200	473,100
	39	236,900	251,000	266,700	309,600	369,900	395,200	419,100	444,900	473,600
	40	238,700	252,200	267,700	311,300	371,900	396,600	420,600	445,600	474,100
	41	240,100	253,400	268,900	313,100	373,900	397,800	422,100	446,000	474,600
	42	241,500	254,600	270,300	314,900	376,000	398,900	423,400	446,600	475,000
	43	242,800	255,700	271,600	316,800	378,100	399,900	424,700	447,300	475,400
	44	244,000	256,800	272,800	318,700	380,100	400,900	425,900	447,900	475,800
	45	245,300	257,600	273,900	320,400	381,800	402,100	426,900	448,700	476,100
	46	246,400	258,700	275,400	322,300	383,500	403,300	427,600	449,400	476,500
	47	247,400	259,800	276,900	324,200	385,100	404,400	428,400	449,900	476,900
	48	248,300	261,000	278,500	326,000	386,800	405,600	429,200	450,400	477,300
	49	249,200	261,900	280,300	327,500	388,200	406,900	429,700	450,900	477,600
	50	250,300	263,100	282,000	329,100	389,200	407,700	430,100	451,200	478,000
	51	251,500	264,100	283,700	330,500	390,200	408,500	430,500	451,500	478,400
	52	252,600	265,200	285,200	332,200	391,200	409,200	430,800	451,900	478,800
	53	253,300	266,400	286,700	333,700	392,500	409,700	431,100	452,300	479,100
	54	254,500	267,400	288,500	335,400	393,600	410,400	431,500	452,500	
	55	255,400	268,800	290,200	337,100	394,700	411,100	431,800	452,800	
	56	256,600	270,000	291,900	338,900	395,900	411,700	432,100	453,000	
	57	257,600	271,000	293,400	339,900	397,200	412,400	432,400	453,400	
	58	258,600	272,600	295,100	341,600	398,000	412,800	432,700	453,600	
	59	259,400	274,000	296,900	343,200	398,800	413,400	433,000	453,800	
	60	260,400	275,600	298,700	344,800	399,500	414,000	433,300	454,000	

	61	261,500	277,200	300,100	346,400	400,000	414,400	433,600	454,400
	62	262,500	278,800	301,900	348,100	400,700	415,000	433,900	454,600
	63	263,600	280,400	303,700	349,800	401,400	415,500	434,200	454,800
	64	264,500	281,900	305,400	351,500	402,100	416,000	434,500	455,000
	65	265,600	283,300	306,800	353,100	402,400	416,500	434,800	455,400
	66	266,800	284,700	308,500	354,700	403,100	417,100	435,100	455,600
	67	268,000	286,200	309,900	356,300	403,800	417,500	435,400	455,800
	68	269,300	287,600	311,600	357,900	404,400	418,000	435,700	456,000
	69	270,500	289,200	313,000	359,100	404,800	418,400	435,900	456,400
	70	271,900	290,700	314,400	360,500	405,300	418,700	436,200	456,600
	71	273,300	292,300	315,800	361,800	405,900	419,000	436,500	456,800
	72	274,600	293,900	317,300	363,200	406,400	419,300	436,800	457,000
	73	275,800	295,100	318,100	364,400	406,900	419,600	437,000	457,400
	74	277,200	296,500	319,700	365,600	407,300	419,900	437,300	457,600
	75	278,400	298,000	321,200	366,900	407,800	420,200	437,600	457,800
	76	279,800	299,500	322,900	368,200	408,300	420,500	437,900	458,000
	77	281,000	300,500	324,700	369,500	408,800	420,700	438,100	458,400
	78	282,200	302,000	326,400	370,700	409,300	421,000	438,400	
	79	283,400	303,200	328,000	371,900	409,900	421,300	438,700	
	80	284,400	304,700	329,600	373,100	410,400	421,600	439,000	
再任用 職員以 外の職 員	81	285,500	306,000	331,300	374,300	410,800	421,800	439,200	
	82	286,700	307,400	333,000	375,500	411,400	422,100	439,500	
	83	288,000	308,600	334,600	376,600	411,900	422,400	439,800	
	84	289,300	310,000	336,300	377,800	412,100	422,600	440,100	
	85	290,500	311,000	337,700	378,900	412,400	422,800	440,300	
	86	291,700	312,500	339,200	379,500	412,900	423,100	440,600	
	87	292,600	313,800	340,700	380,000	413,200	423,400	440,900	
	88	293,800	315,300	342,200	380,600	413,500	423,600	441,200	
	89	294,800	316,800	343,500	381,200	413,800	423,800	441,400	
	90	296,000	318,300	344,700	381,800	414,200	424,100	441,700	
	91	297,100	319,700	346,000	382,400	414,600	424,400	442,000	
	92	298,300	321,200	347,300	383,000	415,000	424,600	442,300	
	93	298,900	322,500	348,700	383,300	415,300	424,800	442,500	
	94	300,200	323,800	350,200	383,800	415,700	425,100		
	95	301,300	325,200	351,700	384,400	416,100	425,400		
	96	302,600	326,500	353,200	384,900	416,500	425,600		
	97	303,700	327,700	354,500	385,300	416,800	425,800		
	98	304,900	329,000	355,700	385,700	417,200	426,100		
	99	306,100	330,300	356,800	386,300	417,600	426,400		
	100	307,300	331,600	358,000	386,800	418,000	426,600		
101	308,500	333,000	359,100	387,200	418,300	426,800			
102	309,500	333,900	360,200	387,700	418,700				
103	310,600	335,000	361,300	388,300	419,100				
104	311,600	336,200	362,500	388,800	419,500				
105	312,400	337,300	363,700	389,100	419,800				
106	313,000	338,400	364,200	389,500					
107	313,600	339,400	364,800	390,000					
108	314,300	340,500	365,400	390,300					
109	314,800	341,700	366,000	390,600					
110	315,300	342,700	366,500	391,100					
111	315,800	343,700	367,000	391,600					
112	316,400	344,600	367,500	392,100					
113	317,200	345,500	367,900	392,400					
114	317,900	346,400	368,300	392,900					
115	318,600	347,400	368,900	393,400					
116	319,300	348,400	369,400	393,900					
117	319,900	349,400	369,800	394,200					
118	320,700	349,900	370,300	394,700					
119	321,400	350,500	370,900	395,200					
120	322,200	351,100	371,400	395,700					

121	322,800	351,400	371,500	396,100					
122	323,100	351,800	372,100	396,600					
123	323,600	352,300	372,600	397,000					
124	324,100	352,700	373,000	397,500					
125	324,400	353,100	373,500	397,900					
126	324,700	353,500	374,000	398,400					
127	325,200	354,000	374,500	398,800					
128	325,700	354,400	375,000	399,300					
129	326,000	354,800	375,300	399,700					
130	326,300	355,200	375,800	400,200					
131	326,800	355,600	376,300	400,600					
132	327,300	356,000	376,800	401,100					
133	327,600	356,200	377,100	401,500					
134		356,700	377,600	402,000					
135		357,100	378,000	402,400					
136		357,400	378,400	402,900					
137		357,700	378,700	403,300					
138		358,100	379,200						
139		358,600	379,700						
140		359,100	380,200						
141		359,400	380,500						
142		359,900	381,000						
143		360,400	381,500						
144		360,900	382,000						
145		361,200	382,300						
146		361,700	382,800						
147		362,200	383,300						
148		362,700	383,800						
149		363,000	384,100						
150		363,500	384,600						
151		364,000	385,100						
152		364,500	385,600						
153		364,800	385,900						
154		365,300	386,400						
155		365,800	386,900						
156		366,300	387,400						
157		366,600	387,700						
158		367,100							
159		367,600							
160		368,100							
161		368,400							
162		368,900							
163		369,400							
164		369,900							
165		370,200							
再任用職員	241,100	252,800	256,900	288,200	304,700	318,800	342,400	377,500	409,100

備考1 この表は、警察官である職員に適用する。

2 平成29年度に限り、この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が8級以下である職員の給料月額は、同表の額に800円をそれぞれ加算した額とする。

(公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 公立学校教育職員等の給与に関する条例(昭和35年兵庫県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第18条の2第2項第1号中「100分の9.25」を「100分の9.4」に改め、同項第2号中「100分の6.25」を「100分の6.4」に改め、同項第3号中「100分の4.25」を「100分の4.4」に改める。

第29条第2項第1号中「100分の85」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の42.5」に改める。

附則第3条第1項中「第10項まで」を「第11項まで」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

## 高等学校教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 156,300	円 172,200	円 271,500	円 329,200	円 416,500
	2	157,800	174,300	273,800	331,400	418,300
	3	159,300	176,400	275,900	333,700	420,100
	4	160,800	178,600	278,000	335,800	421,800
	5	162,500	180,600	280,200	338,100	423,300
	6	164,400	182,800	282,400	340,300	424,800
	7	166,200	185,000	284,700	342,600	426,700
	8	168,000	187,200	286,800	344,900	428,600
	9	169,800	189,500	289,000	346,700	430,400
	10	171,900	192,300	291,000	348,800	432,200
	11	173,900	195,000	292,900	350,900	434,100
	12	175,900	197,700	294,900	353,000	435,900
	13	177,900	200,600	297,000	355,100	437,600
	14	180,100	202,300	299,700	357,100	439,500
	15	182,300	204,000	302,400	359,100	441,300
	16	184,500	205,700	305,300	361,100	443,200
	17	186,800	207,500	307,700	362,900	444,900
	18	189,400	209,200	310,300	364,800	446,700
	19	191,900	210,900	312,600	366,600	448,500
	20	194,400	212,500	315,300	368,600	450,300
	21	196,900	214,300	317,900	370,200	451,900
	22	198,600	216,200	320,100	372,100	453,600
	23	200,300	218,100	322,400	374,000	455,500
	24	202,000	220,000	324,500	375,900	457,200
	25	203,500	221,700	326,500	377,200	458,900
	26	205,200	223,700	328,600	379,000	460,500
	27	206,900	225,700	330,900	380,800	462,100
	28	208,500	227,700	333,200	382,700	463,600
	29	210,000	229,600	335,000	384,600	465,100
	30	211,700	232,300	337,200	386,500	466,400
	31	213,400	235,000	339,400	388,400	467,700
	32	215,100	237,700	341,600	390,400	469,000
	33	216,700	240,300	343,500	392,100	470,200
	34	218,500	243,100	345,600	393,800	470,900
	35	220,300	245,700	347,800	395,400	471,600
	36	222,100	248,400	350,000	397,200	472,300
	37	223,700	250,900	351,800	398,400	472,900
	38	225,500	253,400	353,900	399,900	473,600
	39	227,300	255,900	355,800	401,300	474,300
	40	229,100	258,200	357,900	402,700	475,000
	41	230,800	260,900	359,800	404,400	475,600
	42	232,500	263,300	361,800	405,800	476,300
	43	234,100	265,500	363,800	407,100	477,000
	44	235,700	267,700	365,800	408,600	477,700
	45	237,200	269,800	367,100	410,200	478,300
	46	238,600	272,000	368,900	411,500	479,000
	47	239,900	274,200	370,500	413,000	479,700
	48	241,100	276,200	372,300	414,600	480,400
	49	242,600	278,500	373,900	416,300	481,000
	50	244,100	280,500	375,500	417,700	481,700
	51	245,300	282,400	377,100	419,300	482,400
	52	246,800	284,400	378,700	420,800	483,100
	53	248,000	286,200	380,300	422,500	483,700
	54	249,200	288,600	382,000	424,000	484,400
	55	250,600	290,900	383,700	425,600	485,100
	56	251,700	293,400	385,300	427,200	485,800
	57	253,000	295,500	386,500	428,700	486,400
	58	254,100	298,000	388,000	430,200	
	59	255,200	300,300	389,400	431,400	
	60	256,400	303,000	390,900	432,600	

61	257,700	305,400	392,400	433,800
62	259,000	307,800	393,900	435,100
63	260,400	310,300	395,300	436,400
64	261,500	312,600	396,900	437,600
65	262,800	314,900	398,300	438,800
66	264,300	317,100	399,200	440,000
67	265,800	319,200	400,400	441,200
68	267,500	321,400	401,700	442,400
69	269,000	323,500	402,900	443,600
70	270,400	325,600	404,100	444,800
71	271,800	327,700	405,300	446,000
72	273,200	329,700	406,600	447,200
73	274,300	331,800	407,500	448,300
74	275,700	333,900	408,700	448,900
75	277,100	336,100	409,800	449,400
76	278,300	338,300	411,000	449,900
77	279,600	340,100	412,000	450,400
78	280,800	342,300	413,000	451,000
79	282,000	344,300	414,000	451,500
80	283,200	346,500	414,900	452,000
81	284,300	348,300	415,600	452,500
82	285,500	350,200	416,400	453,100
83	286,700	352,300	417,300	453,600
84	287,900	354,300	418,100	454,100
85	289,000	355,900	418,500	454,600
86	290,100	357,800	419,100	455,200
87	291,100	359,600	419,500	455,700
88	292,300	361,500	420,100	456,200
89	293,400	363,400	420,700	456,700
90	294,500	365,100	421,000	457,300
91	295,700	366,800	421,200	457,800
92	296,900	368,400	421,400	458,300
93	297,500	369,900	421,600	458,800
94	298,500	371,400	421,800	
95	299,600	372,900	422,100	
96	300,800	374,300	422,300	
97	301,800	375,400	422,600	
98	302,900	376,800	422,900	
99	303,900	378,200	423,200	
100	305,000	379,500	423,400	
101	305,900	380,800	423,700	
102	307,000	382,100	424,000	
103	308,100	383,300	424,300	
104	309,100	384,600	424,600	
105	309,700	385,900	424,900	
106	310,600	387,000	425,200	
107	311,400	388,300	425,500	
108	312,200	389,500	425,800	
109	313,100	390,900	426,100	
110	313,500	391,900	426,400	
111	313,900	393,000	426,700	
112	314,400	394,000	427,000	
113	315,000	394,900	427,300	
114	315,400	395,900	427,600	
115	315,900	397,000	427,900	
116	316,400	398,100	428,200	
117	317,000	398,800	428,500	
118	317,500	399,700	428,800	
119	317,900	400,600	429,100	
120	318,400	401,500	429,400	

再任用  
職員以  
外の職  
員

121	318,900	402,300	429,700		
122	319,300	403,200			
123	319,800	404,000			
124	320,300	404,800			
125	320,900	405,400			
126	321,200	406,100			
127	321,500	406,800			
128	321,800	407,500			
129	322,000	408,100			
130	322,300	408,600			
131	322,600	409,000			
132	322,900	409,400			
133	323,100	409,800			
134	323,300	410,100			
135	323,500	410,400			
136	323,800	410,600			
137	324,100	410,800			
138	324,300	411,100			
139	324,600	411,400			
140	324,900	411,600			
141	325,100	411,800			
142	325,300	412,100			
143	325,600	412,400			
144	325,800	412,600			
145	326,100	412,800			
146	326,300	413,100			
147	326,600	413,400			
148	326,900	413,600			
149	327,100	413,800			
150	327,300	414,100			
151	327,600	414,400			
152	327,900	414,600			
153	328,100	414,800			
154	328,400	415,100			
155	328,700	415,400			
156	329,000	415,600			
157	329,200	415,800			
158	329,500	416,100			
159	329,800	416,400			
160	330,100	416,600			
161	330,300	416,800			
162	330,600	417,100			
163	330,900	417,400			
164	331,200	417,600			
165	331,400	417,800			
166	331,700	418,100			
167	332,000	418,400			
168	332,300	418,600			
169	332,500	418,800			
再任用職員	233,600	273,900	300,900	330,700	414,800

備考1 この表は、高等学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、同表の額に7,700円（平成29年度にあつては、8,500円）をそれぞれ加算した額とする。

3 平成29年度に限り、この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以下である職員の給料月額は、同表の額に800円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第8条関係）

## 中学校・小学校教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	156,300	172,200	271,500	290,100	406,300
	2	157,800	174,300	273,800	292,700	407,800
	3	159,300	176,400	275,900	295,600	409,300
	4	160,800	178,600	278,000	298,100	410,800
	5	162,500	180,600	280,200	300,600	412,200
	6	164,400	182,800	282,400	303,000	413,600
	7	166,200	185,000	284,700	305,300	415,100
	8	168,000	187,200	286,800	307,700	416,700
	9	169,800	189,500	289,000	310,100	418,100
	10	171,900	192,300	291,000	312,700	419,500
	11	173,900	195,000	292,900	315,400	420,900
	12	175,900	197,700	294,900	318,300	422,200
	13	177,900	200,600	297,000	320,800	423,500
	14	180,100	202,300	299,700	322,800	424,900
	15	182,300	204,000	302,400	324,800	426,300
	16	184,500	205,700	305,300	327,100	427,700
	17	186,800	207,500	307,700	329,200	428,900
	18	189,400	209,200	310,300	331,400	430,200
	19	191,900	210,900	312,600	333,700	431,400
	20	194,400	212,500	315,300	335,800	432,700
	21	196,900	214,300	317,900	338,100	433,800
	22	198,600	216,200	320,100	340,300	435,000
	23	200,300	218,100	322,400	342,600	436,300
	24	202,000	220,000	324,500	344,900	437,600
	25	203,500	221,700	326,500	346,700	438,900
	26	205,100	223,700	328,600	348,500	440,100
	27	206,700	225,700	330,900	350,400	441,100
	28	208,200	227,700	333,200	352,300	442,200
	29	209,900	229,600	335,000	354,100	443,400
	30	211,600	232,300	337,200	355,900	444,200
	31	213,300	235,000	339,400	357,600	445,000
	32	215,000	237,700	341,500	359,500	445,900
	33	216,500	240,300	343,600	361,000	446,800
	34	218,200	243,100	345,400	362,700	447,300
	35	219,900	245,700	347,300	364,200	447,800
	36	221,600	248,400	349,100	366,000	448,300
	37	223,100	250,900	350,600	367,900	448,800
	38	224,800	253,400	352,400	369,400	449,300
	39	226,500	255,900	354,000	370,800	449,800
	40	228,200	258,200	355,700	372,400	450,300
	41	229,800	260,900	357,600	373,500	450,800
	42	231,500	263,300	359,400	374,900	451,300
	43	233,100	265,500	360,900	376,300	451,800
	44	234,700	267,700	362,600	377,800	452,300
	45	236,400	269,800	363,700	379,300	452,800
	46	237,900	272,000	365,000	380,900	453,300
	47	239,200	274,200	366,400	382,500	453,800
	48	240,600	276,200	367,800	384,000	454,300
	49	242,000	278,500	369,200	385,400	454,800
	50	243,400	280,500	370,700	386,900	455,300
	51	244,900	282,400	372,200	388,400	455,800
	52	246,100	284,400	373,700	389,800	456,300
	53	247,200	286,200	375,000	391,000	456,800
	54	248,600	288,600	376,400	392,300	457,300
	55	249,800	290,900	377,800	393,400	457,800
	56	251,000	293,400	379,100	394,500	458,300
	57	252,200	295,500	379,800	395,900	458,800
	58	253,400	298,000	381,000	397,100	
	59	254,500	300,300	382,200	398,300	
	60	255,700	303,000	383,300	399,600	

	61	257,100	305,400	384,100	400,800
	62	258,300	307,800	385,300	401,800
	63	259,500	310,300	386,300	403,200
	64	260,400	312,600	387,400	404,500
	65	261,400	314,900	388,600	405,700
	66	262,800	317,100	389,600	406,800
	67	264,200	319,200	390,700	408,000
	68	265,700	321,400	391,900	409,100
	69	267,300	323,500	392,700	410,100
	70	268,800	325,600	393,800	411,300
	71	270,300	327,800	394,900	412,500
	72	271,700	329,800	396,000	413,700
	73	272,700	331,900	397,000	414,300
	74	273,900	334,000	397,900	415,100
	75	275,200	336,200	398,900	415,800
	76	276,400	338,400	399,900	416,300
	77	277,700	340,100	400,700	416,600
	78	278,800	342,000	401,700	417,000
	79	280,000	343,700	402,600	417,400
	80	281,200	345,500	403,600	417,800
	81	282,400	347,300	404,300	418,100
	82	283,300	349,100	405,100	418,500
	83	284,500	350,600	405,800	418,900
	84	285,700	352,400	406,500	419,200
	85	286,700	353,600	407,000	419,500
	86	287,600	355,200	407,700	419,900
	87	288,300	356,700	408,200	420,300
	88	289,300	358,200	408,900	420,600
	89	290,300	359,600	409,400	420,900
	90	291,200	360,900	409,700	421,200
	91	292,100	362,300	409,900	421,500
	92	293,000	363,700	410,100	421,700
	93	293,300	365,200	410,400	421,900
	94	294,000	366,500	410,700	422,200
	95	294,700	367,800	411,000	422,500
	96	295,500	369,000	411,300	422,700
	97	296,300	370,000	411,700	422,900
	98	297,100	371,000	412,000	423,200
	99	297,900	372,000	412,300	423,500
	100	298,600	373,000	412,600	423,700
	101	299,500	373,900	412,900	423,900
	102	300,000	374,900	413,200	424,200
	103	300,500	375,900	413,500	424,500
	104	301,000	376,900	413,800	424,700
	105	301,200	377,700	414,100	424,900
	106	301,600	378,600	414,400	425,200
	107	301,900	379,500	414,700	425,500
	108	302,100	380,500	415,000	425,700
	109	302,300	381,300	415,300	425,900
	110	302,500	382,300	415,600	426,200
	111	302,800	383,300	415,900	426,500
	112	303,100	384,300	416,200	426,700
	113	303,300	384,900	416,500	426,900
	114		385,800	416,800	
	115		386,700	417,100	
	116		387,600	417,400	
	117		388,400	417,700	
	118		389,100	418,000	
	119		389,900	418,300	
	120		390,700	418,600	

再任用  
職員以  
外の職  
員

121		391,300	418,900		
122		392,100	419,200		
123		392,800	419,500		
124		393,500	419,800		
125		394,100	420,100		
126		394,800			
127		395,300			
128		395,900			
129		396,600			
130		397,200			
131		397,700			
132		398,200			
133		398,500			
134		398,800			
135		399,100			
136		399,400			
137		399,700			
138		400,000			
139		400,300			
140		400,600			
141		400,900			
142		401,200			
143		401,500			
144		401,800			
145		402,000			
146		402,300			
147		402,600			
148		402,800			
149		403,000			
150		403,300			
151		403,600			
152		403,800			
153		404,000			
154		404,300			
155		404,600			
156		404,800			
157		405,000			
158		405,300			
159		405,600			
160		405,800			
161		406,000			
162		406,300			
163		406,600			
164		406,800			
165		407,000			
166		407,300			
167		407,600			
168		407,800			
169		408,000			
170		408,300			
171		408,600			
172		408,800			
173		409,000			
再任用 職員	224,800	270,700	297,700	324,000	404,800

備考1 この表は、中学校、小学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、同表の額に7,500円（平成29年度にあつては、8,300円）をそれぞれ加算した額とする。

3 平成29年度に限り、この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以下である職員の給料月額は、同表の額に800円をそれぞれ加算した額とする。

(公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項第5号及び第6号中「4,250円」を「5,100円」に改め、同項第7号中「3,000円」を「3,600円」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第43号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「をいう」の右に「。以下同じ」を加える。

附則第8項に見出しとして「(協議)」を付し、同項第1号中「附則第6項」の右に「、第9項又は第11項」を加え、同項第2号中「前項」を「附則第7項(附則第11項において読み替えて準用する場合を含む。)、附則第8項において読み替えて準用する附則第5項、附則第10項又は前項」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 前項の規定により規則で定めることとされた期間を定め、又は改正する場合

附則第8項を附則第13項とし、附則第7項の次に次の見出し及び5項を加える。

(特定大規模災害等に対処するための手当の特例)

8 附則第5項の規定は、第18条第1項に規定する職員が特定大規模災害(著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものをいい、東日本大震災を除く。以下同じ。)に対処するために第18条第1項に規定する作業に従事した場合について準用する。この場合において、附則第5項中「3,200円」とあるのは、「3,200円を超えない範囲内において規則で定める額」と読み替えるものとする。

9 第18条第1項に定める場合のほか、職員(同項に規定する職員を除く。)が、特定大規模災害に対処するために死体の取扱いに関する作業で規則で定めるものに従事したときは、その者に対して、解剖等作業手当を支給する。

10 前項に定める場合における解剖等作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、2,000円(当該作業が特に困難を伴う作業として知事が指定するものである場合にあっては、4,000円)を超えない範囲内において規則で定める額とする。

11 附則第6項及び第7項の規定は、職員が、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合において、同法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所の周辺の区域における作業で規則で定めるものに従事したときについて準用する。この場合において、附則第7項中「13,300円」とあるのは、「20,000円」と読み替えるものとする。

12 第31条の2第1項に規定する職員が特定大規模災害に対処するために同項に規定する作業に引き続き5日を下らない範囲内において規則で定める期間以上従事した場合における水防災害応急作業手当の額は、同条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による額と同条第2項の額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において規則で定める額を加算した額とする。

(警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第5条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第50号)の一部を次のように改正する。

附則第9項に見出しとして「(協議)」を付し、同項第1号中「附則第5項」の右に「(附則第9項において準用する場合を含む。)」を、「第6項」の右に「(附則第10項において準用する場合を含む。)」を、「附則第7項」の右に「(前項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、同項第2号中「附則第7項」の右に「又は前項」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 公安委員会が附則第9項の規定により公安委員会規則で定めることとされた期間を定め、又は改正する場合

附則第9項を附則第12項とし、附則第8項の次に次の見出し及び3項を加える。

(特定大規模災害等に対処するための手当の特例)

9 附則第5項の規定は、職員のうち公安委員会規則で指定する者が特定大規模災害(著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものをいい、東日本大震災を除く。以下同じ。)に対処するために第2条第1項第14号の作業に引き続き5日を下らない範囲内において公安委員会規則で定める期間以上従事した場合について準用する。

10 附則第6項の規定は、職員のうち公安委員会規則で指定する者が特定大規模災害に対処するために第2

条第1項第15号の作業に従事した場合について準用する。

- 11 附則第7項及び第8項の規定は、職員が原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった場合において、同法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所の周辺の区域における作業で公安委員会規則で定めるものに従事したときについて準用する。この場合において、附則第7項中「13,300円」とあるのは「20,000円」と、附則第8項中「附則第7項」とあるのは「附則第11項」と読み替えるものとする。

（特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第6条 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項の表6月1日の項及び12月1日の項を次のように改める。

6月1日	100分の157.5	100分の94.5	100分の47.25
12月1日	100分の172.5	100分の103.5	100分の51.75

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第7条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年兵庫県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	395,000
2	455,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

備考 平成29年度に限り、この表の適用を受ける職員のうち、その号給が2号給以下である職員の給料月額は、同表の額に800円をそれぞれ加算した額とする。

第5条第2項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	329,000
2	365,000
3	393,000

備考 平成29年度に限り、この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表の額に800円をそれぞれ加算した額とする。

第6条第2項中「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

附則第3項中「第10項まで」を「第11項まで」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第8条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年兵庫県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	373,000
2	421,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

備考 平成29年度に限り、この表の適用を受ける職員のうち、その号給が4号給以下である職員の給料月額は、同表の額に800円をそれぞれ加算した額とする。

第9条第2項及び第10条第2項中「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

附則第4項中「第10項まで」を「第11項まで」に改める。

(職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年兵庫県条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「この項」の右に「及び次項」を、「含む」の右に「。以下「現給保障基準額」という」を、「には」の右に「、平成32年3月31日までの間」を加え、附則中第15項を第16項とし、第12項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、附則第11項中「前3項」を「附則第8項から前項まで」に、「第10項まで」を「第11項まで」に改め、同項を附則第12項とし、附則第10項中「考慮して前2項」を「考慮して前3項」に、「前2項の」を「これらの」に改め、同項を附則第11項とし、附則第9項中「前項」を「前2項」に、「同項の」を「これらの」に改め、同項を附則第10項とし、附則第8項の次に次の1項を加える。

9 前項の規定にかかわらず、同項に規定する職員のうち、平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受けている職員であって、同日後においてその者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達したことがないものには、平成32年3月31日までの間、給料月額のほか、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じて得た額とその者の受ける給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

(1) 現給保障基準額

(2) 現給保障基準額から次に掲げる額のうちいずれか高い額を減じて得た額の4分の1に相当する額

ア 現給保障基準額を平成18年3月31日においてその者の受けていた給料月額で除して得た数に平成20年3月31日においてその者の受けていた給料月額を乗じて得た額

イ 切替日の前日においてその者の受けていた給料月額

ウ その者の受ける給料月額

(職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第6項の表第15条第3項の款中「8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）」を「10,000円」に改め、同表第16条第1項の款中「扶養親族がある」を「扶養親族たる父母等がある」に、「第1号に掲げる事実が生じた」を「新たに扶養親族たる父母等としての要件を具備するに至った者がある」に、「扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、「該当する場合」の右に「又は職員に扶養親族たる子がある場合」を加え、同表第16条第3項の款中「扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに」を削り、「父母等で同項」を「父母等で第1項」に改め、「扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係

るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第3条の規定 平成30年1月1日
  - (2) 第1条中職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）附則第3条の改正規定、第2条中公立学校教育職員等の給与に関する条例（以下「教育職員条例」という。）附則第3条の改正規定、第7条中一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）附則第3項の改正規定及び第8条中一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）附則第4項の改正規定並びに第9条の規定 平成30年4月1日
- 2 第1条の規定（給与条例附則第3条の改正規定を除く。）による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第2条の規定（教育職員条例附則第3条の改正規定を除く。）による改正後の教育職員条例（以下「改正後の教育職員条例」という。）の規定、第6条の規定による改正後の特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の特別職条例」という。）の規定、第7条の規定（任期付研究員条例附則第3項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定、第8条の規定（任期付職員条例附則第4項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第10条の規定による改正後の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の規定（以下「改正後の平成28年改正条例」という。）は、平成29年4月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号給等の調整等）
- 3 平成29年4月1日（以下この項において「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給又は給料月額については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 4 前項の規定の適用については、同項に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）又は第2条の規定による改正前の教育職員条例（以下「改正前の教育職員条例」という。）及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）
- 5 改正後の給与条例、改正後の教育職員条例、改正後の特別職条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の平成28年改正条例の規定を適用する場合には、改正前の給与条例、改正前の教育職員条例、第6条の規定による改正前の特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例、第7条の規定による改正前の任期付研究員条例、第8条の規定による改正前の任期付職員条例又は第10条の規定による改正前の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の教育職員条例、改正後の特別職条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の平成28年改正条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）
- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、人事委員会規則で定める。